

職業安定部職業対策課

課長	河瀬一彦
課長補佐	片岡善雄
障害者雇用担当官	武田操
電話	078(367)0810
FAX	078(367)3853

民間企業の障害者の実雇用率は、1.76%

(平成21年6月1日現在の障害者の雇用状況について)

障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）は、1人以上の身体障害者又は知的障害者を雇用することを義務づけている事業主等から、毎年6月1日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「障害者」という。）の雇用状況について報告を求めている。

兵庫労働局では、今般、平成21年6月1日現在における同報告を集計し、その結果をとりまとめた。

民間企業（56人以上規模の企業）における状況は、以下のとおり。

- 雇用されている障害者の数（（注）参照。以下同じ。）が、前年に比べて0.7%（約70人）増加し、約10,000人となった。（全国では2.2%（約7,000人）の増加）
- 実雇用率は、前年と同率で1.76%となった。（全国では0.04ポイント上昇し、1.63%）
- 法定雇用率達成企業の割合は、前年に比べて0.5ポイント低下し、54.4%となった。（全国では0.6ポイント上昇し、45.5%）
- 企業規模別では、100～299人規模企業において、実雇用率が対前年比0.04ポイント低下し、1.71%となり、法定雇用率達成企業の割合も対前年比2.2ポイント低下し、55.4%となった。
- 100～299人規模企業以外の企業では、前年より雇用されている障害者数が増加しており、実雇用率、法定雇用率達成割合とも上昇した。

このような状況から、兵庫労働局としては、

- 民間企業については、その取組状況に応じた雇用率達成指導（5ページ参照）を厳正に実施するとともに、福祉・教育等関係機関との連携により、就職の準備前から職場定着までの一貫した「チーム支援」を推進
- 公的機関は民間に率先垂範して法定雇用率を達成する立場にあることから、未達成の機関については、労働局長等から機関のトップに対して呼び出し等による指導を強力に実施することとしている。

1 民間企業における雇用状況

(1) 一般の民間企業

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率

民間企業（56人以上規模の企業；法定雇用率1.8％）に雇用されている障害者の数は9,997.0人で、前年より0.7％（72人）増加した。

このうち、身体障害者は7,664人、知的障害者は2,197人、精神障害者は136.0人であった。

実雇用率は1.76％（前年は1.76％）、法定雇用率達成企業の割合は54.4％（前年は54.9％）であった。

〔6ページ 1 (1) 概況〕

○ 企業規模別の状況

企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、100～299人規模企業以外の企業で前年より増加した。

実雇用率は、民間企業全体の実雇用率（1.76％）と比較すると、

＊ 1,000人以上規模企業（1.85％）、500～999人規模企業（1.79％）については上回った。56～99人規模企業（1.76％）については同率。

＊ 100～299人規模企業（1.71％）、300～499人規模企業（1.63％）については下回った。

法定雇用率達成企業の割合は、56～99人規模企業（51.9％）、300～499人規模企業（56.4％）、500～999人規模企業（54.0％）、1,000人以上規模企業（65.8％）で、前年より上昇した。

〔7ページ 1 (2) 企業規模別の雇用状況〕

○ 産業別の状況

産業別にみると、雇用されている障害者の数は、運輸業・郵便業、金融業・保険業、学術研究・専門・技術サービス業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業、教育・学習支援業、医療・福祉、複合サービス業で増加した。

実雇用率は、民間企業全体の実雇用率（1.76％）と比較すると、

＊ 製造業（1.82％）、生活関連サービス業・娯楽業（2.66％）、医療・福祉（1.87％）、サービス業（2.32％）は上回った。

＊ 上記以外の業種では下回った。

〔8～11ページ 1 (3) 産業別の雇用状況〕

○ 法定雇用率未達成企業の状況

法定雇用率未達成企業のうち、不足数が0.5人又は1人である企業（1人不足企業）が、69.9％を占めている。

また、障害者を1人も雇用していない企業（0人雇用企業）が、法定雇用率未達成企業の63.3％となっている。

〔12ページ 1 (4) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数〕

(2) 特殊法人（独立行政法人等）

独立行政法人等の特殊法人（法定雇用率2.1％）に雇用されている障害者の数は、76.0人であり、実雇用率は2.09％と前年に比べ0.23ポイント低下している（8法人のうち6法人が達成）。

〔6ページ 1 (1) 概況〕

〔13ページ 1 (5) 法定雇用率2.1％が適用される特殊法人における詳細状況〕

2 地方公共団体における在職状況

(1) 県・市町の機関

兵庫県及び市町の機関（法定雇用率2.1％）に在職している障害者の数は1,287.0人であり、実雇用率は2.65％と前年と比べ0.01ポイント上昇している（87機関のうち80機関が達成）。

〔14ページ 2 (1) 概況〕

〔15～18ページ 2 (2) 法定雇用率2.1％が適用される地方公共団体における詳細状況〕

(2) 教育委員会

2.0％の法定雇用率が適用される兵庫県教育委員会及び厚生労働大臣が指定する教育委員会に在職している障害者の数は534.0人であり、実雇用率は1.93％と前年に比べ0.02ポイント上昇している（8機関のうち6機関が達成）。

〔14ページ 2 (1) 概況〕

〔19ページ 2 (3) 法定雇用率2.0％の機関における詳細状況〕

（注）民間企業に雇用されている障害者の数及び地方公共団体に在職している障害者の数については、重度身体障害者及び重度知的障害者（短時間労働者以外）については、法律上1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間労働者については、法律上1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

なお、重度身体障害者及び重度知的障害者のうち、短時間労働者については、1人の障害者を雇用しているものとみなされる。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- | | | |
|---------------|-------|---|
| ○ 民間企業 | | <div style="display: inline-block; vertical-align: middle;"> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; font-size: 3em; line-height: 1;">{</div> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle;"> <p>一般の民間企業 1. 8 %
 （56人以上規模の企業）
 特殊法人 2. 1 %
 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px; margin-top: 10px;"> 労働者数48人以上規模の
 特殊法人及び独立行政法人 </div> </p></div> </div> |
| ○ 国、地方公共団体 | | 2. 1 %
（48人以上規模の機関） |
| ○ 都道府県等の教育委員会 | | 2. 0 %
（50人以上規模の機関） |

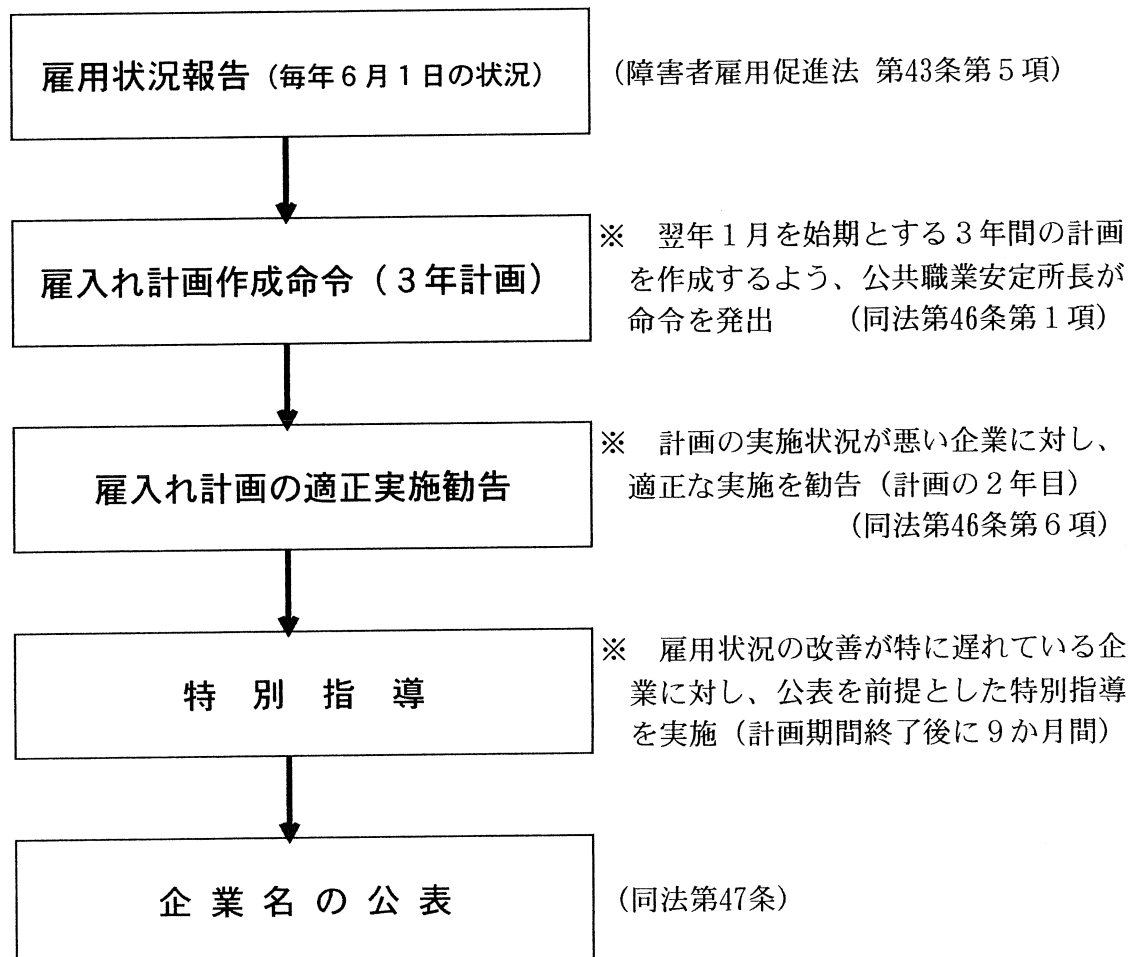
（カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。）

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 短時間労働者は原則的に実雇用率にはカウントされないが、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



※ 不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

〔指導実績〕 全国の状況

○ 平成20年度の実績

* 「雇入れ計画作成命令」の発出	373社
* 雇入れ計画の「適正実施勧告」	313社
* 「特別指導」の実施	46社

○ 雇入れ計画を実施中の企業 2,016社（20年度末現在）

○ 企業名の公表

平成3年度 4社、15年度 1社、16年度 1社、17年度 2社、
18年度 2社、19年度 3社（うち1社は再公表）、20年度 4社

障害者雇用状況(全国・兵庫県)

(平成21年6月1日現在)

兵庫労働局職業安定部職業対策課

1 民間企業における雇用状況

(1) 概況

① 概況

区分	全 国					兵 庫 県				
	企業数	雇 用 状 況			達成企業 の割合	企業数	雇 用 状 況			達成企業 の割合
		法定常用 労働者数	障害者数	実雇用率			法定常用 労働者数	障害者数	実雇用率	
一般の 民間企業 [1.8%]	企業 72,328 (73,042)	人 20,441,198 (20,499,012)	人 332,811.5 (325,603.0)	% 1.63 (1.59)	% 45.5 (44.9)	企業 2,502 (2,510)	人 567,536 (563,942)	人 9,997.0 (9,925.0)	% 1.76 (1.76)	% 54.4 (54.9)
特殊法人 [2.1%]	法人 243 (248)	人 251,756 (243,297)	人 5,314.0 (4,999.5)	% 2.11 (2.05)	% 72.8 (73.0)	法人 8 (7)	人 3,639 (3,276)	人 76.0 (76.0)	% 2.09 (2.32)	% 75.0 (100.0)

(全国数値の資料出所 厚生労働省職業安定局 (以下同じ))

注 1 「法定常用労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数である。

2 「障害者数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。また、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとして、ダブルカウントとしている。精神障害者である短時間労働者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして、0.5カウントとしている。

なお、重度身体障害者及び重度知的障害者のうち、短時間労働者については、1人の障害者を雇用しているものとみなされる。

3 ()内は平成20年6月1日現在の数値である。

なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

② 障害種別雇用状況

区分	全 国				兵 庫 県			
	障害者数	身体障害者数	知的障害者数	精神障害者数	障害者数	身体障害者数	知的障害者数	精神障害者数
一般の 民間企業 [1.8%]	人 332,811.5 (325,603.0)	人 268,266 (266,043)	人 56,835 (53,563)	人 7,710.5 (5,997.0)	人 9,997.0 (9,925.0)	人 7,664 (7,700)	人 2,197 (2,112)	人 136.0 (113.0)
特殊法人 [2.1%]	人 5,314.0 (4,999.5)	人 4,772 (4,592)	人 334 (230)	人 208.0 (177.5)	人 76.0 (76.0)	人 51 (56)	人 25 (20)	人 0.0 (0.0)

注 1 「障害者数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。また、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとして、ダブルカウントとしている。精神障害者である短時間労働者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして、0.5カウントとしている。

なお、重度身体障害者及び重度知的障害者のうち、短時間労働者については、1人の障害者を雇用しているものとみなされる。

2 ()内は平成20年6月1日現在の数値である。

なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	全 国					兵 庫 県				
	企業数	雇 用 状 況			達成企業 の割合	企業数	雇 用 状 況			達成企業 の割合
		法定常用労働者数	障害者数	実雇用率			法定常用労働者数	障害者数	実雇用率	
規模計	企業 72,328 (73,042)	人 20,441,198 (20,499,012)	人 332,811.5 (325,603.0)	% 1.63 (1.59)	% 45.5 (44.9)	企業 2,502 (2,510)	人 567,536 (563,942)	人 9,997.0 (9,925.0)	% 1.76 (1.76)	% 54.4 (54.9)
56～99人	企業 27,446 (27,519)	人 2,021,593 (2,029,389)	人 28,265.5 (28,896.5)	% 1.40 (1.42)	% 44.7 (44.9)	企業 961 (963)	人 69,794 (70,088)	人 1,226.5 (1,224.5)	% 1.76 (1.75)	% 51.9 (51.6)
100～299人	32,042 (32,634)	4,825,516 (4,918,791)	65,287.5 (65,615.0)	1.35 (1.33)	46.0 (45.7)	1,137 (1,153)	166,887 (171,718)	2,858.0 (3,000.0)	1.71 (1.75)	55.4 (57.6)
300～499人	5,951 (5,957)	2,053,155 (2,062,187)	32,639.5 (31,801.0)	1.59 (1.54)	45.6 (43.5)	202 (197)	69,124 (67,090)	1,124.5 (1,088.0)	1.63 (1.62)	56.4 (55.3)
500～999人	4,045 (4,106)	2,543,450 (2,593,501)	41,633.0 (41,201.5)	1.64 (1.59)	44.3 (41.8)	126 (121)	80,192 (76,908)	1,436.5 (1,337.0)	1.79 (1.74)	54.0 (50.4)
1,000人以上	2,844 (2,826)	8,997,484 (8,895,144)	164,986.0 (158,089.0)	1.83 (1.78)	49.2 (43.8)	76 (76)	181,539 (178,138)	3,351.5 (3,275.5)	1.85 (1.84)	65.8 (60.5)

注 1(1)①と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	全 国				兵 庫 県			
	障害者数	身体障害者数	知的障害者数	精神障害者数	障害者数	身体障害者数	知的障害者数	精神障害者数
規模計	人 332,811.5 (325,603.0)	人 268,266 (266,043)	人 56,835 (53,563)	人 7,710.5 (5,997.0)	人 9,997.0 (9,925.0)	人 7,664 (7,700)	人 2,197 (2,112)	人 136.0 (113.0)
56～99人	人 28,265.5 (28,896.5)	人 18,953 (19,645)	人 8,609 (8,658)	人 703.5 (593.5)	人 1,226.5 (1,224.5)	人 765 (795)	人 450 (420)	人 11.5 (9.5)
100～299人	65,287.5 (65,615.0)	50,591 (51,542)	13,152 (12,743)	1,544.5 (1,330.0)	2,858.0 (3,000.0)	2,059 (2,160)	762 (808)	37.0 (32.0)
300～499人	32,639.5 (31,801.0)	26,147 (25,869)	5,677 (5,270)	815.5 (662.0)	1,124.5 (1,088.0)	911 (897)	196 (174)	17.5 (17.0)
500～999人	41,633.0 (41,201.5)	34,729 (34,772)	5,872 (5,624)	1,032.0 (805.5)	1,436.5 (1,337.0)	1,223 (1,156)	190 (162)	23.5 (19.0)
1,000人以上	164,986.0 (158,089.0)	137,846 (134,215)	23,525 (21,268)	3,615.0 (2,606.0)	3,351.5 (3,275.5)	2,706 (2,692)	599 (548)	46.5 (35.5)

注 1(1)②と同じ

(3) 産業別の雇用状況

① 概況

区分	全 国					兵 庫 県				
	企業数	雇 用 状 況			達成企 業の割 合	企業数	雇 用 状 況			達成企 業の割 合
		法定常用 労働者数	障害者数	実雇用率			法定常用 労働者数	障害者数	実雇用率	
	企業	人	人	%	%	企業	人	人	%	%
産業計	72,328 (73,042)	20,441,198 (20,499,012)	332,811.5 (325,603.0)	1.63 (1.59)	45.5 (44.9)	2,502 (2,510)	567,536 (563,942)	9,997.0 (9,925.0)	1.76 (1.76)	54.4 (54.9)
	企業	人	人	%	%	企業	人	人	%	%
農業、林業、漁業	173 (163)	22,690 (20,166)	385.5 (377.0)	1.70 (1.87)	56.1 (61.3)	5 (8)	644 (853)	7.0 (14.0)	1.09 (1.64)	40.0 (62.5)
鉱業、採石業、 砂利採取業	44 (49)	7,821 (7,963)	116.5 (120.0)	1.49 (1.51)	43.2 (44.9)	0 (1)	0 (140)	0.0 (0.0)	－ (0.00)	－ (0.0)
建設業	2,213 (2,257)	551,497 (561,090)	8,328.5 (8,327.5)	1.51 (1.48)	46.1 (46.0)	58 (58)	6,514 (7,746)	100.0 (118.0)	1.54 (1.52)	65.5 (65.5)
製造業	20,704 (21,614)	6,436,055 (6,561,838)	113,376.0 (115,100.5)	1.76 (1.75)	54.9 (55.3)	878 (924)	235,365 (238,248)	4,272.0 (4,364.0)	1.82 (1.83)	61.4 (61.8)
電気・ガス・熱供 給・水道業	194 (189)	201,637 (185,781)	3,867.5 (3,495.0)	1.92 (1.88)	46.9 (45.5)	0 (1)	0 (58)	0.0 (0.0)	－ (0.00)	－ (0.0)
情報通信業	3,838 (3,697)	1,250,314 (1,215,555)	16,067.5 (15,396.0)	1.29 (1.27)	22.2 (21.6)	41 (39)	11,581 (12,114)	170.0 (171.5)	1.47 (1.42)	39.0 (38.5)
運輸業、郵便業	4,689 (4,714)	1,216,246 (1,165,153)	22,058.5 (20,426.5)	1.81 (1.75)	52.5 (51.0)	178 (181)	30,463 (29,659)	509.5 (500.0)	1.67 (1.69)	57.9 (57.5)
卸売業、小売業	12,699 (13,001)	3,456,032 (3,513,134)	48,778.5 (48,012.5)	1.41 (1.37)	34.3 (33.1)	372 (374)	114,211 (117,096)	1,735.5 (1,775.5)	1.52 (1.52)	39.2 (39.6)
金融業・保険業	1,357 (1,354)	1,250,162 (1,190,155)	20,774.0 (19,001.5)	1.66 (1.60)	38.7 (35.2)	27 (27)	13,576 (13,479)	226.0 (218.0)	1.66 (1.62)	44.4 (44.4)
不動産業、物品 賃貸業	1,262 (1,318)	305,202 (324,130)	3,796.0 (3,882.5)	1.24 (1.20)	29.8 (28.8)	35 (37)	4,734 (4,961)	59.5 (62.0)	1.26 (1.25)	37.1 (45.9)
学術研究、専門・ 技術サービス業	1,891 (2,091)	456,427 (576,432)	5,692.5 (7,603.5)	1.25 (1.32)	29.5 (27.5)	60 (48)	9,948 (8,154)	140.0 (83.0)	1.41 (1.02)	41.7 (37.5)
宿泊業、飲食 サービス業	2,097 (1,985)	568,743 (519,069)	8,813.5 (7,607.0)	1.55 (1.47)	42.3 (39.4)	65 (49)	12,101 (8,212)	199.0 (104.0)	1.64 (1.27)	53.8 (51.0)
生活関連サービ ス業、娯楽業	2,378 (2,289)	445,849 (443,422)	8,001.5 (8,094.0)	1.79 (1.83)	36.4 (37.5)	87 (76)	12,251 (10,850)	326.0 (320.0)	2.66 (2.95)	47.1 (47.4)
教育・学習支援業	1,589 (1,560)	361,708 (336,878)	4,991.0 (4,485.0)	1.38 (1.33)	39.2 (39.6)	67 (67)	11,835 (11,475)	158.5 (151.0)	1.34 (1.32)	47.8 (47.8)
医療、福祉	9,605 (9,164)	1,591,438 (1,485,544)	31,082.5 (28,752.0)	1.95 (1.94)	58.1 (57.4)	401 (392)	56,536 (53,590)	1,060.0 (1,033.0)	1.87 (1.93)	63.1 (61.7)
複合サービス業	884 (925)	578,154 (568,252)	9,792.5 (8,723.0)	1.69 (1.54)	45.7 (41.4)	23 (17)	9,417 (8,227)	143.0 (118.0)	1.52 (1.43)	43.5 (47.1)
サービス業	6,711 (6,672)	1,741,223 (1,824,450)	26,889.5 (26,199.5)	1.54 (1.44)	41.8 (41.5)	205 (211)	38,360 (39,080)	891.0 (893.0)	2.32 (2.29)	46.8 (50.2)

注 1(1)①と同じ

※ 産業計はその他分類不能の産業を含む。

② 障害種別雇用状況

区分	全 国				兵 庫 県			
	障害者数	身体障害者数	知的障害者数	精神障害者数	障害者数	身体障害者数	知的障害者数	精神障害者数
産業計	人 332,811.5 (325,603.0)	人 268,266 (266,043)	人 56,835 (53,563)	人 7,710.5 (5,997.0)	人 9,997.0 (9,925.0)	人 7,664 (7,700)	人 2,197 (2,112)	人 136.0 (113.0)
農業、林業、漁業	人 385.5 (377.0)	人 250 (243)	人 128 (128)	人 7.5 (6.0)	人 7.0 (14.0)	人 5 (12)	人 1 (1)	人 1.0 (1.0)
鉱業、採石業、 砂利採取業	人 116.5 (120.0)	人 115 (119)	人 1 (1)	人 0.5 (0.0)	人 0.0 (0.0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0.0 (0.0)
建設業	人 8,328.5 (8,327.5)	人 8,018 (8,053)	人 194 (187)	人 116.5 (87.5)	人 100.0 (118.0)	人 95 (114)	人 4 (4)	人 1.0 (0.0)
製造業	人 113,376.0 (115,100.5)	人 92,841 (95,078)	人 18,790 (18,585)	人 1,745.0 (1,437.5)	人 4,272.0 (4,364.0)	人 3,457 (3,575)	人 768 (746)	人 47.0 (43.0)
電気・ガス・熱供 給・水道業	人 3,867.5 (3,495.0)	人 3,669 (3,375)	人 153 (90)	人 45.5 (30.0)	人 0.0 (0.0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0.0 (0.0)
情報通信業	人 16,067.5 (15,396.0)	人 14,968 (14,518)	人 539 (428)	人 560.5 (450.0)	人 170.0 (171.5)	人 164 (167)	人 3 (2)	人 3.0 (2.5)
運輸業、郵便業	人 22,058.5 (20,426.5)	人 18,444 (17,634)	人 3,191 (2,523)	人 423.5 (269.5)	人 509.5 (500.0)	人 459 (461)	人 44 (36)	人 6.5 (3.0)
卸売業・小売業	人 48,778.5 (48,012.5)	人 35,703 (35,786)	人 11,635 (11,080)	人 1,440.5 (1,146.5)	人 1,735.5 (1,775.5)	人 1,255 (1,322)	人 454 (432)	人 26.5 (21.5)
金融業・保険業	人 20,774.0 (19,001.5)	人 20,245 (18,649)	人 318 (205)	人 211.0 (147.5)	人 226.0 (218.0)	人 218 (211)	人 1 (1)	人 7.0 (6.0)
不動産業、物品 賃貸業	人 3,796.0 (3,882.5)	人 3,196 (3,289)	人 507 (506)	人 93.0 (87.5)	人 59.5 (62.0)	人 58 (55)	人 0 (7)	人 1.5 (0.0)
学術研究、専門・ 技術サービス業	人 5,692.5 (7,603.5)	人 5,081 (6,595)	人 469 (837)	人 142.5 (171.5)	人 140.0 (83.0)	人 129 (79)	人 7 (0)	人 4.0 (4.0)
宿泊業、飲食 サービス業	人 8,813.5 (7,607.0)	人 4,987 (4,256)	人 3,579 (3,186)	人 247.5 (165.0)	人 199.0 (104.0)	人 127 (68)	人 70 (36)	人 2.0 (0.0)
生活関連サービス 業、娯楽業	人 8,001.5 (8,094.0)	人 4,126 (4,205)	人 3,647 (3,725)	人 228.5 (164.0)	人 326.0 (320.0)	人 144 (125)	人 180 (192)	人 2.0 (3.0)
教育・学習支援業	人 4,991.0 (4,485.0)	人 4,557 (4,206)	人 358 (228)	人 76.0 (51.0)	人 158.5 (151.0)	人 157 (150)	人 0 (0)	人 1.5 (1.0)
医療、福祉	人 31,082.5 (28,752.0)	人 22,707 (21,470)	人 7,305 (6,549)	人 1,070.5 (733.0)	人 1,060.0 (1,033.0)	人 747 (741)	人 288 (272)	人 25.0 (20.0)
複合サービス業	人 9,792.5 (8,723.0)	人 8,067 (7,370)	人 1,133 (929)	人 592.5 (424.0)	人 143.0 (118.0)	人 119 (100)	人 23 (18)	人 1.0 (0.0)
サービス業	人 26,889.5 (26,199.5)	人 21,292 (21,197)	人 4,888 (4,376)	人 709.5 (626.5)	人 891.0 (893.0)	人 530 (520)	人 354 (365)	人 7.0 (8.0)

注 1(1)②と同じ

※ 産業計はその他分類不能の産業を含む。

③ 製造業における雇用状況(概況)

区分	全 国					兵 庫				
	企業数	雇 用 状 況			達成企業 の割合	企業数	雇 用 状 況			達成企業 の割合
		法定常用 労働者数	障害者数	実雇用率			法定常用 労働者数	障害者数	実雇用率	
製造業計	企業 20,704 (21,614)	人 6,436,055 (6,561,838)	人 113,376.0 (115,100.5)	% 1.76 (1.75)	% 54.9 (55.3)	企業 878 (924)	人 235,365 (238,248)	人 4,272.0 (4,364.0)	% 1.82 (1.83)	% 61.4 (61.8)
食料品・たばこ	企業 3,235 (3,149)	人 780,367 (756,779)	人 15,232.0 (14,929.0)	% 1.95 (1.97)	% 64.1 (64.1)	企業 146 (147)	人 41,902 (39,320)	人 833.5 (779.5)	% 1.99 (1.98)	% 73.3 (68.7)
繊維工業	886 (970)	159,770 (175,236)	3,162.5 (3,414.0)	1.98 (1.95)	64.4 (64.9)	24 (22)	3,307 (3,367)	65.0 (59.0)	1.97 (1.75)	66.7 (54.5)
木材・家具	417 (445)	80,493 (76,248)	1,506.0 (1,468.0)	1.87 (1.93)	62.6 (64.9)	8 (12)	1,345 (1,519)	20.0 (36.0)	1.49 (2.37)	62.5 (83.3)
パルプ・紙・印刷	1,696 (1,785)	335,096 (350,629)	5,694.5 (5,935.5)	1.70 (1.69)	53.5 (53.2)	45 (48)	6,305 (6,346)	123.0 (126.0)	1.95 (1.99)	60.0 (62.5)
化学工業	2,181 (2,229)	789,077 (796,257)	13,133.0 (13,050.5)	1.66 (1.64)	47.1 (47.5)	96 (97)	21,748 (20,031)	343.0 (323.5)	1.58 (1.61)	56.3 (56.7)
窯業・土石	578 (633)	131,318 (144,929)	2,252.5 (2,439.5)	1.72 (1.68)	57.1 (55.1)	19 (19)	2,397 (3,736)	32.0 (65.0)	1.34 (1.74)	52.6 (73.7)
鉄鋼	412 (423)	147,733 (159,286)	2,600.0 (2,863.5)	1.76 (1.80)	59.0 (60.0)	36 (31)	18,561 (18,050)	365.0 (377.0)	1.97 (2.09)	52.8 (61.3)
非鉄金属	386 (413)	103,417 (114,561)	1,767.0 (2,017.5)	1.71 (1.76)	56.5 (57.6)	17 (16)	4,371 (3,342)	98.0 (75.0)	2.24 (2.24)	70.6 (62.5)
金属製品	1,616 (1,769)	285,513 (287,633)	5,056.0 (5,256.0)	1.77 (1.83)	56.2 (59.3)	83 (103)	16,747 (17,429)	280.0 (310.0)	1.67 (1.78)	57.8 (70.9)
電気機械	2,105 (2,403)	1,038,947 (1,112,875)	19,087.0 (20,127.5)	1.84 (1.81)	54.4 (54.6)	108 (131)	30,961 (35,707)	548.0 (634.0)	1.77 (1.78)	64.8 (62.6)
その他機械	5,018 (5,245)	1,917,776 (1,934,493)	32,587.5 (32,330.5)	1.70 (1.67)	51.8 (51.8)	214 (211)	60,189 (60,204)	1,067.0 (1,063.0)	1.77 (1.77)	57.9 (53.6)
その他	2,174 (2,150)	666,548 (652,912)	11,298.0 (11,269.0)	1.70 (1.73)	49.4 (50.6)	82 (87)	27,532 (29,197)	497.5 (516.0)	1.81 (1.77)	57.3 (59.8)

注 1(1)①と同じ

④ 製造業における雇用状況(障害種別)

区分	全 国				兵 庫 県			
	障害者数	身体障害者数	知的障害者数	精神障害者数	障害者数	身体障害者数	知的障害者数	精神障害者数
製造業計	人 113,376.0 (115,100.5)	人 92,841 (95,078)	人 18,790 (18,585)	人 1,745.0 (1,437.5)	人 4,272.0 (4,364.0)	人 3,457 (3,575)	人 768 (746)	人 47.0 (43.0)
食料品・たばこ	人 15,232.0 (14,929.0)	人 8,861 (8,771)	人 6,097 (5,930)	人 274.0 (228.0)	人 833.5 (779.5)	人 493 (473)	人 332 (299)	人 8.5 (7.5)
繊維工業	人 3,162.5 (3,414.0)	人 2,448 (2,679)	人 670 (693)	人 44.5 (42.0)	人 65.0 (59.0)	人 41 (44)	人 23 (15)	人 1.0 (0.0)
木材・家具	人 1,506.0 (1,468.0)	人 1,230 (1,193)	人 258 (265)	人 18.0 (10.0)	人 20.0 (36.0)	人 15 (23)	人 5 (13)	人 0.0 (0.0)
パルプ・紙・印刷	人 5,694.5 (5,935.5)	人 4,811 (5,074)	人 792 (780)	人 91.5 (81.5)	人 123.0 (126.0)	人 94 (98)	人 28 (27)	人 1.0 (1.0)
化学工業	人 13,133.0 (13,050.5)	人 11,092 (11,146)	人 1,852 (1,741)	人 189.0 (163.5)	人 343.0 (323.5)	人 306 (289)	人 26 (26)	人 11.0 (8.5)
窯業・土石	人 2,252.5 (2,439.5)	人 1,827 (2,016)	人 394 (404)	人 31.5 (19.5)	人 32.0 (65.0)	人 31 (62)	人 1 (3)	人 0.0 (0.0)
鉄鋼	人 2,600.0 (2,863.5)	人 2,393 (2,651)	人 172 (186)	人 35.0 (26.5)	人 365.0 (377.0)	人 360 (353)	人 3 (23)	人 2.0 (1.0)
非鉄金属	人 1,767.0 (2,017.5)	人 1,499 (1,641)	人 241 (343)	人 27.0 (33.5)	人 98.0 (75.0)	人 70 (53)	人 27 (22)	人 1.0 (0.0)
金属製品	人 5,056.0 (5,256.0)	人 3,732 (3,910)	人 1,272 (1,295)	人 52.0 (51.0)	人 280.0 (310.0)	人 207 (236)	人 73 (71)	人 0.0 (3.0)
電気機械	人 19,087.0 (20,127.5)	人 16,988 (17,880)	人 1,826 (2,021)	人 273.0 (226.5)	人 548.0 (634.0)	人 503 (585)	人 39 (45)	人 6.0 (4.0)
その他機械	人 32,587.5 (32,330.5)	人 28,474 (28,494)	人 3,604 (3,437)	人 509.5 (399.5)	人 1,067.0 (1,063.0)	人 955 (924)	人 101 (127)	人 11.0 (12.0)
その他	人 11,298.0 (11,269.0)	人 9,486 (9,623)	人 1,612 (1,490)	人 200.0 (156.0)	人 497.5 (516.0)	人 382 (435)	人 110 (75)	人 5.5 (6.0)

注 1(1)②と同じ

(4) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	全 国									
	法定雇用率 未達成企業 の数	不足数								障害者の 数が0人で ある企業数
		0.5人又は 1人	1.5人又は 2人	2.5人又は 3人	3.5人又は 4人	4.5人以上 9人以下	9.5人以上 20人以下	20.5人以上 50人以下	50.5人以上	
規模計	39,437 (100.0%)	24,861 (63.0%)	8,497 (21.5%)	2,920 (7.4%)	1,597 (4.0%)	1,266 (3.2%)	228 (0.6%)	59 (0.1%)	9 (0.0%)	25,002 (63.4%)
56-99人	15,191 (100.0%)	15,191 (100.0%)	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	15,129 (99.6%)
100-299人	17,311 (100.0%)	8,176 (47.2%)	7,009 (40.5%)	1,641 (9.5%)	418 (2.4%)	67 (0.4%)	- -	- -	- -	9,638 (55.7%)
300-499人	3,235 (100.0%)	826 (25.5%)	818 (25.3%)	673 (20.8%)	580 (17.9%)	338 (10.4%)	- -	- -	- -	190 (5.9%)
500-999人	2,255 (100.0%)	481 (21.3%)	477 (21.2%)	414 (18.4%)	403 (17.9%)	440 (19.5%)	40 (1.8%)	- -	- -	41 (1.8%)
1,000人 以上	1,445 (100.0%)	187 (12.9%)	193 (13.4%)	192 (13.3%)	196 (13.6%)	421 (29.1%)	188 (13.0%)	59 (4.1%)	9 (0.6%)	4 (0.3%)

区分	兵 庫 県									
	法定雇用率 未達成企業 の数	不足数								障害者の 数が0人で ある企業数
		0.5人又は 1人	1.5人又は 2人	2.5人又は 3人	3.5人又は 4人	4.5人以上 9人以下	9.5人以上 20人以下	20.5人以上 50人以下	50.5人以上	
規模計	1,141 (100.0%)	798 (69.9%)	225 (19.7%)	53 (4.6%)	39 (3.4%)	20 (1.8%)	5 (0.4%)	1 (0.1%)	0 (0.0%)	722 (63.3%)
56-99人	462 (100.0%)	462 (100.0%)	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	461 (99.8%)
100-299人	507 (100.0%)	293 (57.8%)	182 (35.9%)	24 (4.7%)	6 (1.2%)	2 (0.4%)	- -	- -	- -	255 (50.3%)
300-499人	88 (100.0%)	26 (29.5%)	21 (23.9%)	15 (17.0%)	19 (21.6%)	7 (8.0%)	- -	- -	- -	6 (6.8%)
500-999人	58 (100.0%)	14 (24.1%)	19 (32.8%)	9 (15.5%)	11 (19.0%)	4 (6.9%)	1 (1.7%)	- -	- -	0 (0.0%)
1,000人 以上	26 (100.0%)	3 (11.5%)	3 (11.5%)	5 (19.2%)	3 (11.5%)	7 (26.9%)	4 (15.4%)	1 (3.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

注 1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

2 「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

(5) 法定雇用率2.1%が適用される特殊法人における詳細状況

	① 法定常用労働者数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	⑤ 備考
兵庫教育大学	201	8.0	3.98	0.0	
神戸大学	2,513	55.0	2.19	0.0	
兵庫県土地開発公社	96	3.0	3.13	0.0	
兵庫県住宅供給公社	136	4.0	2.94	0.0	
兵庫県道路公社	48	0.0	0.00	1.0	注4
神戸市住宅供給公社	138	5.0	3.62	0.0	
神戸市外国語大学	92	1.0	1.09	0.0	
神戸市民病院機構	415	0.0	0.00	8.0	

注 1 「法定常用労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数である。

2 「障害者数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。また、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとして、ダブルカウントとしている。精神障害者である短時間労働者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして、0.5カウントとしている。

3 「不足数」とは、「常用労働者数」に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から「障害者数」を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 兵庫県道路公社においては、10月1日現在において、障害者の数1.0人、実雇用率2.08%、不足数0.0人となっている。

2 地方公共団体における在職状況

(1) 概況

① 概況

区分	全 国					兵 庫 県				
	機関数	雇 用 状 況			達成機関 の割合	機関数	雇 用 状 況			達成機関 の割合
		職員数	障害者数	実雇用率			職員数	障害者数	実雇用率	
法定雇用率2.1% が適用される県・ 市町の機関	機関 2,608 (2,672)	人 1,262,943 (1,288,767)	人 30,242.5 (30,365.5)	% 2.39 (2.36)	% 88.2 (84.5)	機関 87 (88)	人 48,595 (50,938)	人 1,287.0 (1,344.0)	% 2.65 (2.64)	% 92.0 (95.5)
法定雇用率2.0% が適用される教育 委員会	138 (141)	634,186 (645,933)	10,921.0 (10,459.0)	1.72 (1.62)	54.3 (55.3)	8 (8)	27,631 (27,838)	534.0 (533.0)	1.93 (1.91)	75.0 (87.5)

注 1 「職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数である。

2 「障害者数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。また、短時間職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとして、ダブルカウントとしている。精神障害者である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして、0.5カウントとしている。

3 「法定雇用率2.0%が適用される教育委員会」とは、都道府県教育委員会及び厚生労働大臣が指定する教育委員会である。

4 ()内は平成20年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

② 障害種別在職状況

区分	全 国				兵 庫 県			
	障害者数	身体障害者数	知的障害者数	精神障害者数	障害者数	身体障害者数	知的障害者数	精神障害者数
法定雇用率2.1% が適用される県・ 市町の機関	人 30,242.5 (30,365.5)	人 29,466 (29,721)	人 392 (344)	人 384.5 (300.5)	人 1,287.0 (1,344.0)	人 1,263 (1,324)	人 13 (12)	人 11.0 (8.0)
法定雇用率2.0% が適用される教育 委員会	人 10,921.0 (10,459.0)	人 10,782 (10,377)	人 58 (36)	人 81.0 (46.0)	人 534.0 (533.0)	人 530 (529)	人 0 (0)	人 4.0 (4.0)

注 1 「障害者数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。また、短時間職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとして、ダブルカウントとしている。精神障害者である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして、0.5カウントとしている。

2 ()内は平成20年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 法定雇用率2.1%が適用される県・市町の機関における詳細状況

① 兵庫県知事部局の状況

	① 職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	⑤ 備考
兵庫県知事部局	8,100	192.0	2.37	0.0	

注 1 「職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数である。

2 「障害者数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。また、短時間職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとして、ダブルカウントとしている。精神障害者である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして、0.5カウントとしている。

3 「不足数」とは、「職員数」に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から「障害者数」を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

② 兵庫県機関(議会事務局、企業局、警察等)の状況

	① 職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	⑤ 備考
兵庫県議会事務局	54	0.0	0.00	1.0	
兵庫県企業庁	191	8.0	4.19	0.0	
兵庫県病院局	1,852	45.0	2.43	0.0	
兵庫県警察本部	806	21.0	2.61	0.0	

注 2(2)①と同じ

③ 市の機関の状況

市	① 職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	⑤ 備考
神戸	7,000	235.0	3.36	0.0	
姫路	2,028	43.0	2.12	0.0	
尼崎	2,618	81.0	3.09	0.0	
明石	1,379	34.0	2.47	0.0	
西宮	1,822	61.0	3.35	0.0	
洲本	428	12.0	2.80	0.0	
芦屋	516	13.0	2.52	0.0	
伊丹	978	32.0	3.27	0.0	特例認定あり 注4
相生	220	7.0	3.18	0.0	
豊岡	671	15.0	2.24	0.0	
加古川	1,269	27.0	2.13	0.0	
たつの	590	14.0	2.37	0.0	
赤穂	306	7.0	2.29	0.0	
西脇	449	9.0	2.00	0.0	
宝塚	1,068	26.0	2.43	0.0	
三木	636	25.0	3.93	0.0	
高砂	589	12.0	2.04	0.0	

市	① 職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	⑤ 備考
川西	732	16.0	2.19	0.0	
小野	381	9.0	2.36	0.0	
三田	679	15.0	2.21	0.0	特例認定あり 注4
加西	380	9.0	2.37	0.0	
篠山	384	9.0	2.34	0.0	特例認定あり 注4
養父	320	5.0	1.56	1.0	注5
丹波	791	20.0	2.53	0.0	特例認定あり 注4
南あわじ	715	17.0	2.38	0.0	特例認定あり 注4
朝来	378	10.0	2.65	0.0	
淡路	484	13.0	2.69	0.0	
宍粟	459	10.0	2.18	0.0	
加東	383	8.0	2.09	0.0	

注 1 「職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数である。

2 「障害者数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。また、短時間職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとして、ダブルカウントとしている。精神障害者である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして、0.5カウントとしている。

3 「不足数」とは、「職員数」に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から「障害者数」を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 「特例認定」とは、地方公共団体(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

5 養父市においては、8月17日現在において、障害者の数6.0人、実雇用率1.87%、不足数0.0人となっている。

④ 町の機関の状況

町	① 職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	⑤ 備考
猪名川	166	3.0	1.81	0.0	
多可	195	4.0	2.05	0.0	
稲美	149	5.0	3.36	0.0	
播磨	191	5.0	2.62	0.0	特例認定あり 注4
神河	351	8.0	2.28	0.0	
市川	103	2.0	1.94	0.0	
福崎	122	2.0	1.64	0.0	
太子	159	2.0	1.26	1.0	
上郡	128	4.0	3.13	0.0	
佐用	331	6.0	1.81	0.0	
香美	237	5.0	2.11	0.0	
新温泉	228	2.0	0.88	2.0	

注 2(2)③と同じ

⑤ 教育委員会の状況

教育委員会	① 職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	⑤ 備考
洲本	72	4.0	5.56	0.0	
豊岡	387	6.0	1.55	2.0	注4
加古川	261	6.0	2.30	0.0	
たつの	99	2.0	2.02	0.0	
赤穂	83	2.0	2.41	0.0	
西脇	79	2.0	2.53	0.0	
宝塚	426	10.0	2.35	0.0	
三木	86	4.0	4.65	0.0	
高砂	115	2.0	1.74	0.0	
川西	133	4.0	3.01	0.0	
小野	85	2.0	2.35	0.0	
三田	111	2.0	1.80	0.0	
加西	64	2.0	3.13	0.0	
養父	115	2.0	1.74	0.0	
朝来	64	2.0	3.13	0.0	
淡路	73	1.0	1.37	0.0	
宍粟	50	2.0	4.00	0.0	
加東	73	0.0	0.00	1.0	
猪名川	50	1.0	2.00	0.0	
多可	57	1.0	1.75	0.0	
稲美	55	2.0	3.64	0.0	
太子	68	2.0	2.94	0.0	

注 1 「職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数である。

2 「障害者数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。また、短時間職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとして、ダブルカウントとしている。精神障害者である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして、0.5カウントとしている。

3 「不足数」とは、「職員数」に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から「障害者数」を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 豊岡市教育委員会においては、10月1日現在において、障害者の数8.0人、実雇用率2.06%、不足数0.0人となっている。

⑥ 市町水道事業の状況

水道事業	① 職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	⑤ 備考
神戸	960	34.0	3.54	0.0	
姫路	110	5.0	4.55	0.0	
尼崎	177	6.0	3.39	0.0	
明石	89	4.0	4.49	0.0	
西宮	220	7.0	3.18	0.0	
伊丹	61	3.0	4.92	0.0	
加古川	65	4.0	6.15	0.0	
宝塚	150	6.0	4.00	0.0	
川西	65	3.0	4.62	0.0	
阪神水道	247	5.0	2.02	0.0	

注 2(2)①と同じ

⑦ 市町病院事業の状況

病院事業	① 職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	⑤ 備考
豊岡病院組合	469	10.0	2.13	0.0	
赤穂	134	3.0	2.24	0.0	
宝塚	141	3.0	2.13	0.0	
高砂	129	2.0	1.55	0.0	
川西	94	2.0	2.13	0.0	
八鹿病院組合	277	4.0	1.44	1.0	

注 2(2)①と同じ

⑧ 市町交通機関の状況

交通機関	① 職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	⑤ 備考
神戸市	435	11.0	2.53	0.0	
尼崎市	83	3.0	3.61	0.0	
伊丹市	67	3.0	4.48	0.0	

注 2(2)①と同じ

(3)法定雇用率2.0%が適用される教育委員会における詳細状況

① 兵庫県教育委員会の状況

	① 職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	⑤ 備考
兵庫県教育委員会	19,133	349.0	1.82	33.0	

注 2(2)①と同じ

②市町教育委員会の状況

教育委員会	① 職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	⑤ 備考
神戸市	5,596	119.0	2.13	0.0	
姫路市	684	15.0	2.19	0.0	
尼崎市	885	19.0	2.15	0.0	
明石市	308	5.0	1.62	1.0	
西宮市	672	19.0	2.83	0.0	
芦屋市	132	3.0	2.27	0.0	
伊丹市	221	5.0	2.26	0.0	

注 2(2)①と同じ

都道府県別の実雇用率等の状況

- 注1 都道府県別の状況は、①～③欄については、企業の主たる事務所(特例子会社及び関係会社特例の認定を受けている企業にあつては、その親会社の主たる事務所)が所在する都道府県において、集計したものである。
- 2 「(参考)事業所所在地による集計」は、事業所(雇用保険適用事業所)単位にその所在する都道府県において集計したものである。

都道府県名	①実雇用率	(対前年増減)	②法定雇用率達成 企業の割合	(対前年増減)	③法定雇用率達成企業の数		(参考) 事業所所在 地による集計の実雇用率	(対前年増減)
全国	1.63	0.04	45.5	0.6	32,891	72,328	1.63	0.04
北海道	1.77	0.03	49.7	0.2	1,278	2,572	1.80	0.03
青森	1.65	0.08	44.2	1.6	292	661	1.61	0.04
岩手	1.78	0.04	51.2	2.5	370	723	1.75	0.02
宮城	1.57	△0.01	45.2	△0.2	506	1,119	1.60	0.02
秋田	1.53	0.02	51.4	△0.7	290	564	1.56	0.05
山形	1.56	0.05	52.6	2.7	373	709	1.58	0.07
福島	1.56	0.02	45.3	1.0	474	1,046	1.55	0.03
茨城	1.54	0.00	50.7	△1.1	560	1,105	1.59	△0.02
栃木	1.54	0.06	47.3	4.0	390	824	1.60	0.05
群馬	1.56	0.06	47.0	△0.4	469	997	1.60	0.02
埼玉	1.54	0.04	41.6	0.6	886	2,128	1.63	0.05
千葉	1.53	0.01	48.2	0.5	773	1,603	1.61	0.05
東京	1.56	0.05	31.1	1.2	5,040	16,189	1.47	0.06
神奈川	1.57	0.08	43.5	0.5	1,468	3,376	1.75	0.04
新潟	1.55	0.01	48.3	△0.3	667	1,380	1.56	△0.01
富山	1.67	0.01	60.2	0.8	480	798	1.67	0.02
石川	1.60	△0.02	50.7	△1.0	397	783	1.65	△0.04
福井	2.25	0.23	55.8	2.2	306	548	2.22	0.24
山梨	1.61	0.09	51.3	3.9	220	429	1.64	0.07
長野	1.72	0.03	54.9	△1.8	667	1,216	1.75	0.05
岐阜	1.69	0.01	53.8	△0.3	589	1,094	1.73	0.03
静岡	1.65	0.02	49.2	△0.5	1,083	2,202	1.67	0.03
愛知	1.57	0.04	43.1	1.4	1,939	4,501	1.56	0.03
三重	1.50	0.01	48.7	△1.5	400	821	1.58	0.03
滋賀	1.67	0.02	55.8	1.6	322	577	1.74	0.01
京都	1.77	0.01	47.5	△0.5	653	1,376	1.75	0.01
大阪	1.60	0.01	42.9	0.1	2,619	6,100	1.62	0.03
兵庫	1.76	0.00	54.4	△0.5	1,361	2,502	1.83	0.02
奈良	2.00	0.15	57.7	2.6	235	407	2.06	0.09
和歌山	2.02	0.04	59.6	6.1	242	406	2.13	0.03
鳥取	1.78	0.00	59.0	△1.5	206	349	1.78	0.05
島根	1.78	0.00	63.7	1.3	258	405	1.77	0.01
岡山	1.79	0.00	54.3	△1.1	584	1,075	1.77	△0.04
広島	1.77	0.07	49.1	0.8	837	1,705	1.75	0.07
山口	2.22	0.00	54.7	△0.1	373	682	2.17	0.00
徳島	1.61	0.08	52.8	5.6	181	343	1.62	0.07
香川	1.72	0.05	59.4	1.1	369	621	1.76	0.02
愛媛	1.66	0.01	52.3	△2.2	381	728	1.68	0.00
高知	1.75	0.08	57.3	4.5	212	370	1.86	0.12
福岡	1.70	0.04	50.7	△0.8	1,359	2,680	1.71	0.01
佐賀	2.13	0.00	70.6	△0.3	314	445	2.05	△0.02
長崎	2.07	0.06	59.4	1.4	404	680	2.19	0.06
熊本	2.00	0.09	58.0	1.6	529	912	2.04	0.11
大分	2.15	△0.05	60.2	△2.4	343	570	2.59	△0.01
宮崎	2.01	0.04	65.1	1.8	355	545	2.01	△0.19
鹿児島	1.95	0.06	59.3	0.8	501	845	1.96	0.05
沖縄	1.82	0.13	54.5	6.4	336	617	1.81	0.12

障害者雇用状況等の推移（民間企業）

《兵庫労働局》

区 分	調 査 対 象 企 業 数	常用労働者数 (除外労働者を除く)	雇 用 障 害 者 数	雇 用 率		雇用率達成企業の割合	
				県	国	県	国
63年6月1日	1, 567	424, 742	5, 951	1. 40	1. 31	58. 1	51. 5
平成 元年6月1日	1, 639	440, 685	6, 275	1. 42	1. 32	55. 6	51. 6
2年6月1日	1, 661	440, 284	6, 386	1. 45	1. 32	56. 8	52. 2
3年6月1日	1, 761	461, 478	6, 825	1. 48	1. 32	57. 2	51. 8
4年6月1日	1, 849	477, 681	7, 267	1. 52	1. 36	56. 6	51. 9
5年6月1日	1, 866	491, 378	7, 738	1. 57	1. 41	56. 4	51. 4
6年6月1日	1, 866	491, 499	7, 742	1. 58	1. 44	56. 5	50. 4
7年6月1日	1, 722	463, 308	7, 428	1. 60	1. 45	57. 4	50. 6
8年6月1日	1, 737	466, 976	7, 496	1. 61	1. 47	56. 6	50. 5
9年6月1日	1, 748	467, 504	7, 612	1. 63	1. 47	57. 7	50. 2
10年6月1日	1, 786	472, 917	7, 713	1. 63	1. 48	57. 7	50. 1
11年6月1日	1, 920	469, 281	7, 826	1. 67	1. 49	52. 8	44. 7
12年6月1日	1, 926	455, 859	7, 720	1. 69	1. 49	52. 5	44. 3
13年6月1日	1, 942	451, 808	7, 698	1. 70	1. 49	52. 3	43. 7
14年6月1日	1, 968	456, 858	7, 740	1. 69	1. 47	52. 0	42. 5
15年6月1日	1, 991	454, 657	7, 708	1. 70	1. 48	52. 4	42. 5
16年6月1日	2, 061	482, 549	7, 994	1. 66	1. 46	51. 8	41. 7
17年6月1日	2, 186	502, 840	8, 424	1. 68	1. 49	53. 0	42. 1
18年6月1日	2, 273	524, 356	8,904. 5	1. 70	1. 52	55. 1	43. 4
19年6月1日	2, 398	544, 839	9,560. 5	1. 75	1. 55	55. 8	43. 8
20年6月1日	2, 510	563, 942	9,925. 0	1. 76	1. 59	54. 9	44. 9
21年6月1日	2, 502	567, 536	9,997. 0	1. 76	1. 63	54. 4	45. 5

(注) 1. 昭和63年6月1日調査から雇用障害者の中に知的障害者を含んでおり、平成5年6月1日調査から
 重度知的障害者をダブルカウントしており、重度障害者である短時間労働者が含まれている。
 2. 平成18年6月1日調査から雇用障害者の中に精神障害者を含んでいる。